

青木ヶ原樹海イメージアップ業務委託

業務仕様書

令和3年1月

山梨県 観光文化部 観光振興課

(両面印刷における表紙の裏面)

1 業務の目的

本事業は、新たな旅のスタイルにも対応した自然体験型の観光資源である青木ヶ原樹海の魅力を発信し、同樹海のイメージアップを行うことで、ウィズコロナ・アフターコロナ時代における新しい旅のスタイルに対応した自然観光資源として活用し、県内外の誘客を図ることを目的とする。

2 業務委託名称

青木ヶ原樹海イメージアップ業務委託

3 履行期間

契約締結翌日から令和4年3月31日（水）まで

4 履行場所

観光振興課内、ただしPR業務については原則山梨県内とする。

5 委託業務

別紙「青木ヶ原樹海イメージアップ業務委託」特記仕様書に基づき実施する。

6 資料等の貸与及び返還

本業務を遂行する上で必要と認められる資料、データ等（以下「貸与品」という。）を貸与する。

貸与を受けた者は、貸与品を善良な管理者の注意をもって管理し、本業務以外の目的に使用しないとともに、本業務が完了したときは、速やかに貸与品を山梨県に返還する。

7 成果物

(1) 成果図書等

- ① 業務完了届
- ② 「青木ヶ原樹海イメージアップ業務委託」業務報告書
- ③ その他（打合せ記録、本業務で使用した各種ドキュメント）

(2) 図書の体裁

A4 版縦、横書き、作図等は適宜（A3 版の折込可）

(3) 納品方法

- ① 紙媒体 カラー版 報告書2部

② ドキュメント類 電子媒体（CD-R）に格納し、2枚

(4) 納期

令和4年3月31日まで

(5) その他

提出された報告書及び動画素材の著作権は、山梨県に帰属し、一般に公開することがある。

8 留意事項

(1) 個人情報や企業情報の保護等の秘密厳守及び他用途への使用禁止

本業務の受託者は、業務の遂行にあたっては本業務の実施に関して知り得た秘密を厳守し、個人情報等の漏洩がないよう機密保持に万全を期する。また、委託業務終了後も同様とする。

(2) 一括再委託の禁止

委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。契約業務の一部を委託する場合については、山梨県の承諾を得るものとする。

9 その他

本業務仕様書及び特記仕様書に定めのない事項、または疑義が生じた場合には、速やかに監督員と協議の上、決定するものとする。

〔問い合わせ先〕

山梨県 観光文化部 観光振興課

観光プロモーション担当 加藤

〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6番1号

TEL 055-223-8876 FAX 055-223-1438

「青木ヶ原樹海イメージアップ業務委託」特記仕様書

1 業務の目的

本事業は、新たな旅のスタイルにも対応した自然体験型の観光資源である青木ヶ原樹海の魅力を発信し、同樹海のイメージアップを行うことで、ウィズコロナ・アフターコロナ時代における新しい旅のスタイルに対応した自然観光資源として活用し、県内外の誘客を図ることを目的とする。

2 業務内容

青木ヶ原樹海という自然観光資源を利用し、フォトコンテストやネイチャーガイドツアーを通じて、青木ヶ原樹海のイメージアップや観光資源としての活用促進を図るため、以下の業務を実施する。

なお、業務の実施にあたっては、本県と協議を行いながら進めること。

(1) 事業の名称

青木ヶ原樹海イメージアップ業務委託

(2) 実施期間 契約締結日から令和4年3月31日

(3) 事業内容

① コンセプト

富士山の裾野に広がる青木ヶ原樹海は、溶岩流の上に広がる、固有性、特殊性及び多様性の高い、原生的な自然環境を有する、本県屈指の自然観光資源である。青木ヶ原樹海の“いのちの息吹”、“逞しい生命力”を、「生命の源(みなもと)」として体感できる自然豊かな富士の国として発信することにより、青木ヶ原樹海のイメージアップを図るとともに、観光資源としての活用促進を狙う。

② ターゲット 県内外の観光客

③ ターゲットニーズ

原生的な自然環境での観光や体験がもたらす豊かなライフスタイル

④ フォトコンテスト・フォトツアーの実施

1) フォトコンテストの企画・運営・実施

2) ネイチャーガイドツアーの企画・運営・実施

⑤ 青木ヶ原樹海のイメージアップや観光資源としての活用促進

(4) 実施時期 令和3年4月～10月

3 業務実施体制

事業の実施にあたっては、県との協議、関係者への連絡調整などが迅速に行えるよう体制を整えること。経費の執行については、費用対効果を十分に考慮し行うこと。

(1) 業務実施責任者

- ① 受託者は、本業務委託を指揮する業務実施責任者を配置すること。
- ② 業務実施責任者は、企画立案・実施のほか、本業務従事者を十分指導して業務を実施させること。
- ③ 業務実施責任者は、PR 場所の管理者や関係者との交渉、連絡調整を行うこと。
- ④ 業務実施責任者は、県との連絡を密に行い、業務を進め、遅滞なく業務が遂行できるよう人員、体制の確保を行うこと。
- ⑤ 業務実施責任者は、本業務を安全に実施できるよう管理を行うこと。
- ⑥ 業務実施責任者は、経費・事業内容等、県から報告を求められた際は速やかに対応すること。
- ⑦ 受託者は、やむを得ない場合を除き、業務実施責任者を変更しないこと。
- ⑧ 受託者は、契約締結後速やかに業務実施責任者の氏名等を県に通知すること。

(2) 業務従事者

- ① 業務従事者は、業務実施責任者ととも本業務に係る企画立案業務を行うこと。
- ② 業務従事者は3名以上とし、受託者は、契約締結後速やかに業務従事者の氏名等を県に通知すること。

4 業務実施上の条件

(1) 履行期限 契約締結日から令和4年3月31日まで

(2) 打合せ回数及び内容

受託者は、県と4回以上（業務着手前、中間報告1回以上、調査報告書（案）作成時、その他県が必要と認める場合）打合せを行うこと。

5 その他

(1) 本特記仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が生じた場合は、両者協議により業

務を進めるものとする。

- (2) 契約締結後、速やかに業務実施に係る計画書（実施内容、スケジュール等を記載）を提出し、県の承認を得ること。また、業務の実施にあたっては、県と十分協議した上で実施するものとする。